

茨木市政策推進会議専門部会の構成員等に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市政策推進会議設置規則（平成25年茨木市規則第82号）第13条第6項の規定に基づき、茨木市政策推進会議専門部会（以下「専門部会」という。）の構成員等を定めるものとする。

(構成員等)

第2 専門部会の部会長、総括担当、副総括担当及び構成員（別表において「構成員等」という。）は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年2月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表（第2関係）

専門部会	部会長	総括担当	副総括担当	構成員
安全・安心専門部会	総務部長	危機管理課長	消防本部警備課長	危機管理監 市民文化部長 都市整備部長 建設部長 消防長 水道部長 総務課長 市民生活相談課長 都市政策課長 居住政策課長 北部整備推進課長 建築課長 下水道総務課長 下水道施設課長

				消防本部総務課長 同予防課長 消防署長 水道部総務課長 その他 他構成員等の職と関連のある職務 を有する理事、次長、副理事及び 参事の職にある者
行財政・ 人権・協 働専門部 会	企画財政 部長	政策企画 課長	地域コミ ュニティ 課長	総務部長 市民文化部長 会計管 理者 総務課長 秘書課長 人事 課長 法務コンプライアンス課長 市民税課長 資産税課長 収納課 長 財政課長 財産活用課長 契 約検査課長 DX推進チーム課長 情報システム課長 まち魅力発信 課長 共創推進課長 市民生活相 談課長 市民課長 人権・男女共 生課長 その他構成員等の職と関 連のある職務を有する理事、次 長、副理事及び参事の職にある者
文化・生 涯学習専 門部会	市民文化 部長	文化振興 課長	教育委員 会社会教 育振興課 長	市理事 産業環境部長 都市整備 部長 教育委員会教育総務部長 共創推進課長 スポーツ推進課長 商工労政課長 北部整備推進課長 教育委員会 中央図書館長 その他構成員等の 職と関連のある職務を有する理 事、次長、副理事及び参事の職に ある者
健康福祉 専門部会	福祉部長	地域福祉 課長	—	健康医療部長 福祉総合相談課長 生活福祉課長 障害福祉課長 福 祉指導監査課長 医療政策課長 健康づくり課長 長寿介護課長 保険年金課長 その他構成員等の 職と関連のある職務を有する理 事、次長、副理事及び参事の職に ある者

環境専門 部会	産業環境 部長	環境政策 課長	—	市民文化部長 建設部長 市民生活相談課長 市民課長 農林課長 資源循環課長 環境事業課長 公園緑地課長 下水道総務課長 下水道施設課長 その他構成員等の職と関連のある職務を有する理事、次長、副理事及び参事の職にある者
産業・都市計画専門部会	都市整備部長	都市政策課長	商工労政課長	市理事 産業環境部長 建設部長 農林課長 居住政策課長 審査指導課長 北部整備推進課長 市街地新生課長 用地課長 建設管理課長 交通政策課長 道路課長 建築課長 公園緑地課長 その他構成員等の職と関連のある職務を有する理事、次長、副理事及び参事の職にある者
教育・子育て専門部会	教育委員会教育総務部長	教育委員会教育政策課長	こども政策課長	こども育成部長 教育委員会学校教育部長 子育て支援課長 発達支援課長 保育幼稚園総務課長 保育幼稚園事業課長 学童保育課長 教育委員会学務課長 同施設課長 同社会教育振興課長 同歴史文化財課長 同中央図書館長 同学校教育推進課長 同教職員課長 同教育センター所長 その他構成員等の職と関連のある職務を有する理事、次長、副理事及び参事の職にある者